

分会長様
支部長様
支部書記長様

**(注)主任手当・校長交渉全県統一要求・
上申書などを一部変更しました。**

長野県高等学校教職員組合
執行委員長 細尾 俊彦

態勢確立などの当面の取り組みについて

新年度のお忙しい毎日の中、ご奮闘に敬意を表します。さて、新年度、役員をお引き受けいただき本当にありがとうございます。取り組むべき課題が山積していますが、組合員が力を合わせ、誠実に運動をすすめれば、必ず展望が開けると確信しています。1年間よろしく願います。

なお、3月18-31日現在の情勢で作成した文書ですので、新型コロナウイルス感染症対策の状況によっては日程等変更になる場合もあります。変更がある場合は、その都度ご連絡しますのでよろしく願います。

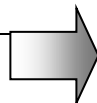
《当面の取り組みのポイント》

1 組織態勢の確立

①分会・支部の役員体制（役割分担）を確立します。同封の名簿を提出してください。

□分会役員名簿：本部と支部の両方に提出してください。

□支部役員名簿：本部に提出してください。



名簿は4月11日（土）第211回中央委員会当日までに提出してください。

2 職場要求書の作成と校長交渉

①学校長への要求書の提出：4月15日（水）までに校長へ提出してください。〔全県の校長会：4月28日（火）〕

②全県一斉校長交渉：4月22日（水）・23日（木） → 交渉終了後、**交渉報告書を本部へFAX**送信してください。

③「要求書」「回答」「確認書」「上申書」（いずれも「写し」）を支部で集約し、5月26日（火）【春闘要求回答交渉当日】までに、支部から本部に提出してください。

3 組織の拡大強化

①新規採用者・転任者・講師の未組合員に、組合加入を呼び掛けましょう。

②「分会別加入者一覧2020」と「転入予定者の組合加入状況」を送付します。訂正があれば、本部に連絡してください。また、加入・脱退の変更があるときは、必ず届を分会長経由で提出してください。

③新規採用者・青年講師には、支部主催の「新採者・青年講師歓迎会」への参加を呼び掛けましょう。

④主任手当拠出の取り組みは、第211回中央委員会（4月11日（土））で議論を深めたくうえで、提起をします。

4 PTA役員への協力要請

次のような取り組みがあります。4月のPTA役員会の折などに、本部から送付するPTA会長宛の文書を渡し、協力をお願いしておきましょう。【同封第2号文書】

①三者連名要請書の準備：7月上旬に県知事・県教委に要請書郵送

②PTA署名・県民教育署名：9～11月に署名活動

③保護者・教職員のつどい：9月5日（土）～9日6日（日）（松本市、浅間温泉文化センター・みやま荘）

④PTA署名提出集会：11月17日（火）（長野市、県庁講堂）

I 当面の取り組み

1 分会・支部における態勢の確立

4月1日(水)～10日(金)を態勢確立期間とします。

初職場会を重視し、全員の参加を呼びかけ成功させます。可能であればお茶やお菓子などを用意するなど、和やかな雰囲気の中で転任者・新規加入者を温かく迎える会にしましょう。

初職場会の内容(例)

- ①新しい分会の仲間の紹介
- ②本年度の分会活動の態勢確認(役割分担)
- ③前年度の成果と課題の確認・「職場要求書」のための要求アンケート、校長交渉の日程などの確認など

2 職場要求書の作成と校長交渉について

(1) 職場要求の練り上げ

- ①昨年度の「職場要求書」を総括し、職場アンケートをもとに「職場要求書」を作成します。
- ②従来からの職場の労働慣行や民主的な学校運営の尊重を重点要求に位置づけます。
- ③別掲の「全県統一要求」を「職場要求書」の中に必ず位置づけ、交渉で扱います。
- ④各分会の教職員の勤務実態について学校長の見解を聞き、「1年単位の変形労働時間制」は学校現場になじまないという共通認識を確認することを目標に交渉します。(今年度の最重要課題です。同封の学習討議資料を使い、職場会で読み合せなどしたうえで校長交渉を行ってください。学習討議資料は全教職員分を4月1日(水)発送で分会に送ります。)

(2) 職場要求書の提出と交渉

- ①学校長に対する要求書の提出は、4月15日(水)までとし学校長からは、文書による回答を求めます。
 - ②全県一斉で校長交渉を4月22日(水)・23日(木)に設定します。校長交渉の日程は、早めに校長と調整して決定し、組合員の全員参加を目指します。
 - ③交渉の結果を確認書として学校長、分会長で取り交わします。また、上申書(進達書)を学校長から県教委に提出してもらうことを確認します。
- ※同封の「分会活動の手引き」に記載した『年度当初の校長交渉を成功させるために』『校長交渉で使える法律事項』も参考にしましょう。

(3) 報告と集約

- ①交渉終了後、速やかに「校長交渉報告書」を本部へFAX送信してください。
- ②「要求書」「回答」「確認書」「上申書」を5月中旬目途に支部で集約し、評議員会で校長交渉の様子を交流後、それらの「写し」を5月26日(火)までに本部に提出してください。(分会→支部→本部)

3 組織の拡大強化

(1) 4～6月の3か月間を第1期組織拡大月間に設定します。

- ①「すべての教職員を高教組に」を合言葉に、組合員みんなの力で組織拡大をすすめる態勢をつくります。とりわけ新規採用者の100%加入を最重点課題として取り組みます。
 - ・青年部は4月1日(水)任用式で、新規採用者一人一人に声掛けをして、組合加入を呼びかけるグッズを渡します。4月1日発送で新規採用者への個別封筒を送ります。分会で新規採用者全員に必ず組合加入を勧めてください。
- ②「分会別加入者一覧2019」と「転入予定者加入状況」を送付します。(4月8日に発送します)組合員の転入者には暖かな声掛けと、初職場会への参加を呼びかけてください。新たな加入者を迎えた際は速やかに加入届を送ってください(FAX可)。また、脱退の申し出があった場合には必ず、脱退届(決まった書式はありません)を分会長経由で提出してください。

- ③分会としてできるだけ早い時期に歓迎会を開催しましょう。分会で新加入者歓迎会を開催して、本部に報告書を提出すれば、補助（1回5,000円）が出ます。
- ④4月から6月に、すべての支部で支部主催の「新採者・青年講師歓迎会」を開催し、支部内の交流を深めるとともに組合加入をすすめます。
- ⑤「講師・再任用のしおり」（4月中旬に発送）を分会のすべての常勤講師、非常勤講師、再任用職員に直接渡ししながら、組合加入を呼びかけてください。
- ⑥行政職の皆さんとも学校づくりや教育活動を共に進める同僚として、積極的に懇談しましょう。行政職で非正規の方は4月から会計年度任用職員（一般職）となったため、交渉に参加して、直接要求できるようになりました。ぜひ、高教組への加入を勧めましょう。
- ⑦主任手当て抛出の歴史的な経緯や意義を職場で再確認し、100%抛出を目指します。そのために該当者に依頼状を届けます。**【4月7日執行委員会、11日中央委員会で議論した後、発送します】**

(2) 「知恵の和'20 Part II」を成功させます。

教員採用試験対策講座「知恵の和'20 Part II」（6月20日（土）、21日（日）中信地区にて）に採用試験受験予定者の参加をよびかけるとともに、部活指導の交代など参加しやすい体制を作ります。

(3) 全教共済と高校生協への加入をすすめます。

仲間同士の助け合いという組合本来の姿に立ち返り、組織の拡大・強化の課題と結びつけて取り組みます。

- ①全教共済の春の募集期間（2月～6月）に、新規加入や増口など積極的な働きかけを行います。特に、総合共済は、組合員は原則加入するものとして取り組みます。また、組合加入した新規採用者の総合共済掛金（月額600円）と生命・医療共済掛金各3口分（40歳までは月額995円）は、組合加入後1年間、高教組が負担します。
- ②すべての教職員の身分を守る全教自動車保険の優位性を訴え加入促進をすすめます。

(4) 高教組新聞発送数をお知らせください。

- ①高教組新聞新年度第1号は、2019年度発送数を送りますが、その後の高教組新聞の発送数は、「組合員数+申請数」とします。未組合員への配布については、分会の判断で申請数を決めてください。同封の分会役員名簿用紙に記入欄があります。

4 PTA役員への協力要請 【同封の第2号文書】

- (1) 支部・分会でPTA役員との懇談を持つなどして、2019年度の取り組みについて交流を深め、2020年度の取り組みの準備をすすめます。
- (2) 「三者連名要請書」「三者連名要請署名（PTA署名）」をすべての分会で取り組む準備をすすめるとともに、「保護者・教職員のつどい」（9月5日（土）～6日（日）松本市浅間温泉文化センター）・「PTA署名提出集会」（11月17日（火）長野市県庁講堂）を成功させるために、新年度早々にPTA役員に日程をお知らせし、積極的に協力を要請します。合わせて「県民教育署名」の取り組みにも協力を要請します。

5 当面の主な日程

- | | | | |
|-----|-----------------|--------------------------|----|
| 4 / | 1 (水) | 任用式行動〔県庁〕(青年部・講再部・本部役職員) | 中止 |
| | 7 (火) | 第1回執行委員会 | |
| | 11 (土) | 第211回中央委員会〔高校会館 大会議室〕 | |
| | 21 (火) | 春闘要求提出交渉〔高校会館、県庁〕 | |
| | 22 (水) ~ 23 (木) | 全県一斉校長交渉 | |
| 5 / | 1 (金) | 第91回メーデー | |
| | 26 (火) | 春闘要求回答交渉〔高校会館、県庁〕 | |
| | 29 (金) ~ 30 (土) | 第99回定期大会〔長野市 ホテル信濃路〕 | |

II 校長交渉における全県統一要求・確認書・上申書に入れる事項

【全県統一要求】 ※下線部に変更があります。

- 1 交渉・確認書等、従来からの合意・確認事項や、労働慣行を尊重すること。
- 2 憲法と子どもの権利条約にもとづき、生徒参加、保護者・地域との共同による「開かれた学校づくり」をすすめること。また、学校の主体性を堅持し、教職員の合意を尊重した学校運営と教育条件整備をすすめること。
- 3 教職員が安心して職務に専念し、教育活動に邁進できるよう賃金引き上げなどの勤務条件の向上、および福利厚生制度の充実に努力すること。
- 4 教職員の健康破壊をもたらす超過勤務の縮減に努力するとともに、「1年単位の変形労働時間制」を学校現場に導入しないこと。また、「勤務の割振り」について、よりいっそう超過勤務の縮減につながるよう、さらに対象業務の拡大を図ること。
- 5 「高校改革」については、学校の責任者として、教職員・生徒・保護者・同窓会・地域の意見を聞き、検討の主体となるとともに、出された意見についてはきちんと県教委に伝えること。また、高校再編の具体化にあたっては、学校関係者や地域の意見や要望を尊重し、学校現場での検討を十分に保障すること。
- 6 高校入学者選抜制度の検討に当たっては、学校関係者の意見を聞き、公平・公正な制度とすること。また、入試制度改革によって教職員の多忙化をもたらさないこと。
- 7 校務分掌については、これまでの経緯を尊重して、職員の意見をよく聞きながら進め、全教職員の力を結集できるような編成となるように努力すること。
- 8 現行の教職員評価制度や行政職の評価制度について、職員団体との「確認書」「口頭メモ」に従い、給与に差をつけることを目的とするものではないとする観点に立つて行うこと。
- 9 高校生の政治的活動を含む自主活動を最大限に保障し、政治的教養を高める教育については教職員による取り組みを励ますこと。
- 10 「日の丸」「君が代」の学校教育への押し付けを行わないこと。
- 11 教育公務員特例法に則り、教職員の様々な自主的な研修を尊重し、これまでの経緯と高校教育課の確認メモ（2011年）を踏まえ、その保障と充実のために努力すること。
- 12 高校教育の水準低下を招かないように、非正規職員を増加させず、また会計年度任用職員の勤務条件の改善に努めること。
- 13 次の事項について長野県教育委員会等関係機関に働きかけること。
 - ①教育予算を増額し、保護者負担を軽減するとともに、旅費・需用費・図書費の大幅増額を図ること。
 - ②すべての高校への30人規模学級導入をめざし、教職員定数改善をすすめること。
 - ③新規採用者数を大幅に増やし、全教科にわたって採用選考を実施すること。また、実習教員と学校司書の採用選考を実施すること。
 - ④平和と民主主義、憲法を擁護し、教育行政でその理念が定着し生かされるよう努力すること。
 - ⑤「大学入学共通テスト」の導入にあたっては、民間業者に公教育を委ねる「教育の市場化」を見直し、公平・公正な大学入試制度とするように関係機関に働きかけること。
 - ⑥新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、生徒に不利益が生じないような対応を行うこと。また、学校現場が混乱しないよう、特別な手立てを講じること。

【確認書】

- 1 交渉・確認書等、従来の合意・確認事項や労働慣行を尊重する。
- 2 憲法と子どもの権利条約にもとづき、生徒参加、保護者・地域との共同による「開かれた学校づくり」をめざす。また、学校の主体性を堅持し、教職員の合意を尊重して本校の教育と学校運営、教育条件整備をすすめる。
- 3 教職員が安心して職務に専念し、教育活動に邁進できるよう賃金引き上げなどの勤務条件の向上、および福利厚生制度の充実に努力する。
- 4 教職員の健康破壊をもたらす超過勤務の縮減に努力し、「1年単位の变形労働時間制」を学校現場には導入しない。また、「勤務の割振り」について、よりいっそう超過勤務の縮減につながるよう、さらに対象業務の拡大等に努力する。
- 5 「高校改革」については、教職員・生徒・保護者・同窓会・地域の意見を聞き、検討の主体となり、出された意見についてはきちんと県教委に伝えるようにする。高校再編の具体化にあたっては、学校関係者や地域の意見や要望を尊重し、学校現場での検討を十分に保障する。
- 6 校務分掌については、これまでの経緯を尊重して、職員の意見をよく聞きながら進め、全教職員の力を結集できるような編成となるように努力する。
- 7 教職員評価制度や行政職の評価制度について、職員団体との「確認書」「口頭メモ」に従い、給与に差をつけることを目的とするものではないとする観点に立ち行う。
- 8 高校生の政治的活動を含む自主活動を最大限に保障し、政治的教養を高める教育を進める。
- 9 教職員の様々な自主的な研修を尊重し、これまでの経緯と高校教育課の確認メモ（2011年）を踏まえ、その保障と充実のために努力する。
- 10 (以下、職場要求に関する事項)

2020年4月〇〇日

長野県〇〇高等学校 学校長 〇〇〇〇 印
長野県高等学校教職員組合〇〇高校分会 分会長 〇〇〇〇 印

【上申書に入れる事項】

- 1 憲法と子どもの権利条約にもとづく教育行政をいっそうすすめるとともに、学校の主体性と教職員の合意を十分に尊重されたい。
- 2 30人規模学級の高校への導入をめざすとともに、教育条件整備によりいっそう努力されたい。
- 3 新規採用者数を大幅に増やすとともに、真に学校現場の実態にあった教職員定数改善をすすめられたい。
- 4 教職員が安心して職務に専念し、教育活動に邁進できるよう賃金引き上げなどの勤務条件の向上、および福利厚生制度の充実に努力されたい。
- 5 教職員の健康破壊をもたらす超過勤務の縮減に努力し、「1年単位の变形労働時間制」の学校現場への導入は見送られたい。また、「勤務の割振り」について、よりいっそう超過勤務の縮減につながるよう、さらに対象業務の拡大等を図られたい。
- 6 「高校改革」の実施については、教職員・生徒・保護者・同窓会・地域の開かれた議論を保証するとともに、その意見や要望を尊重されたい。
- 7 高校教育の水準低下を招かないように、非正規職員を増加させず、また会計年度任用職員の勤務条件の改善に努められたい。
- 8 教職員評価制度については、2010年度、職員団体と合意した「確認書」「口頭メモ」に基づき、従前の教員評価制度の理念を尊重してすすめられたい。
- 9 平和と民主主義、憲法を擁護し、教育行政でその理念が定着し生かされるよう努力されたい。
- 10 (以下、**新型コロナウイルス感染症対策**などを含む、職場要求に関する事項)

校長交渉報告書

4月22日(水)・23日(木)に設定されている全県一斉校長交渉の結果について、下記の報告事項を記入の上、提出してください。なお、本部は両日待機しています。

○本報告書：交渉終了後（できれば交渉当日中に）支部書記局と本部書記局（026-234-2219）へFAX

○要求書・回答書・確認書・上申書(いずれも写し)についてはできるだけ早く支部書記局へ提出して下さい。

→ 支部で交流の上、支部書記局から要求書等を5月26日(火)までに本部へ提出ください。

分会名		記入者	
組合員数	参加者数	交渉日時	月 日 () : ~ :
<input type="checkbox"/> 交渉の重点と特徴、校長の全般的な反応			
<input type="checkbox"/> 「1年単位の變形労働時間制」・教職員の超過勤務の縮減についての校長の回答			
<input type="checkbox"/> 高校再編についての校長の回答			
<input type="checkbox"/> 校務分掌について、「職員の意見の吸い上げ」に対する校長の回答			
<input type="checkbox"/> 授業評価・学校評価や教職員評価制度と給与はリンクしないことについての校長の回答			
<input type="checkbox"/> 確認書・上申書についての校長の回答			

高教組本部 FAX 026-234-2219